

もしかして?ためらわないで!「189」～11月は児童虐待防止推進月間～

☎ こども家庭センター (Tel64-1566)

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに助けを求めています。「泣き声通報」など子どもからのサインを見逃さず、虐待を疑う時はすぐに「189」に連絡してください。通報者や通報内容の秘密は守られます。



こども家庭庁

■ 児童虐待の例

①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす

②性的虐待

子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする

③ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力をふるうことなどを放置する

④心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的扱いをする、子どもの見ている前で家族に対して暴力をふるう(DVなど)、自傷行為を見せる

■ 子どもを虐待から守るために

被害を受けている子どもや虐待してしまう保護者からの相談も受け付けています。一人で抱え込まず相談してください。

■ 体罰によらない子育てを

しつけのためでも、体に苦痛や不快感を意図的に与えることは体罰です。子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰や虐待は、子どもの脳に異常を起こし、成長や発達をさまたげ、「落ち着きがない」「我慢できない」「集団行動ができない」「友達への暴力」などのさまざまな問題行動を生じる可能性が高いことが分かっています。

■ 通報先

▷全国共通3桁ダイヤル＝☎189(24時間対応)

▷大牟田児童相談所＝☎54-2344

▷こども家庭センター＝☎64-1566



資産等報告書の審査結果報告

☎ 秘書広報課 秘書広報係 (Tel64-1501)、議会事務局 議会事務局係 (Tel64-1541)

みやま市政治倫理審査会による、市長、副市長、教育長、市議会議員とその配偶者に関する「令和6年度資産等報告書」の審査が行われ、10月11日に審査会の野田将永会長から市長に審査報告書が提出されました。資産等報告書と審査報告書は、秘書広報課(市長・副市長・教育長分)、議会事務局(市議会議員分)で閲覧できます。

審査会の審査方法

審査会では、10月10日と11日に、提出された資産等報告書の内容(1月1日現在の資産、地位および肩書並びに前年の収入および税などの納付状況)について、政治倫理条例の規定に基づき、添付資料の照合作業や報告書への記載漏れがないかなどの形式的審査が行われました。また、前年との比較対照を行い、資産の増減についても審査されました。

審査結果・審査意見

審査の結果、大きな問題点はなく、今後継続して調査を要するような疑義は無いと判断されました。審査意見としては、審査の公平性および正確性などの観点から、報告すべき事項を確実に把握するとともに、報告書への記入は、誤記や記載漏れがないよう正確を期し、さらに必要書類についても添付するよう、今後も十分注意を払う必要があるなどの意見が挙げられました。

被保険者証の新規発行を終了します(12月2日から)

☎【国民健康保険】健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)、【後期高齢者医療】健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

12月2日から現行の被保険者証の新規発行・再発行を終了します。12月1日までに交付された被保険者証は、住所などに変更がない場合、記載されている有効期限までは使用できます。詳しくは、今後の広報みやまでお知らせします。



国民健康保険



後期高齢者医療

■ 12月2日以降、新規加入などの際に交付するもの

・資格情報のお知らせ 健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を持っている人

・資格確認書 マイナ保険証を持っていない人
※後期高齢者には、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を交付します。

■ 12月2日以降、医療機関受診の際に持っていくもの(下記の3つのうち、いずれかをお持ちください)

・現行の被保険者証 ・マイナ保険証 ・資格確認書

後期高齢者医療の医療費通知を発送します

☎ 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)、県後期高齢者医療広域連合 (Tel092-651-3111)



県後期高齢者医療広域連合

県後期高齢者医療広域連合は、健康や医療に対する認識を深めていただくことを目的に年3回医療費通知を発行しています。圧着はがきで送付するため、受診件数が多い場合は2通以上にまたがる場合があります。

■ 確定申告の医療費控除に利用できます

医療費通知は、確定申告の医療費控除の明細書として添付できます。医療費通知に記載がないものは、領収書に基づいて内容を追記してください。

■ 送付時期

受診月	送付時期
4月～7月	11月末
8月～11月	令和7年2月中旬
12月～令和7年3月	令和7年7月末

国民年金保険料控除証明書が発送されます

☎ 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)



日本年金機構



電子データ利用

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、年末調整や確定申告に使用してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版も交付しています。電子送付を希望する場合など詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

■ ねんきん加入者ダイヤル (Tel0570-003-004)

050ではじまる電話は、03-6630-2525にかけてください。受付時間は下記のとおりです。

▷月曜～金曜＝8時30分～19時

▷第2土曜＝9時30分～16時

※第2土曜以外の休日・祝日、年末年始を除く。

■ 送付時期

対象		送付時期	
①	R6.1.1～9.30に国民年金保険料を納めた人	郵送	R6.10月下旬～11月上旬にかけて順次
②	R6.10.1～12.31に国民年金保険料を納めた人(①を除く)	郵送	R7.2月上旬